

# 地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）平成18年度公募要領

平成18年2月  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、早期、かつ、広く普及が見込まれるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発（省エネルギー対策又は石油代替エネルギー導入に係るものに限る。）について、民間企業、公的機関、大学等から技術開発事業の提案を募集し、優れた提案内容の事業について支援を行うこととしています。

下記の要領により、対象となる技術開発の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。

## 目 次

1. 事業の背景、目的及び性格
2. 事業概要と募集する技術開発の対象分野等
3. 技術開発の実施体制及び応募できる方の要件等
4. 公募から技術開発事業の採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. その他

### [添付資料]

#### 応募書類様式

- ・平成18年度地球温暖化対策技術開発事業（委託事業）応募様式【添付資料1】
- ・平成18年度地球温暖化対策技術開発事業（補助事業）応募様式【添付資料2】

## 1. 事業の背景、目的及び性格

京都議定書目標達成計画においては、地球温暖化対策の技術開発を基盤的施策とし、実用化を促進する技術の開発・実証を進めるとともに、中長期的視点から、飛躍的な省エネ技術・未利用エネルギーを活用する技術や地域・都市構造・経済社会システムの変革を促す基盤的な技術及び部門横断的な対策技術の開発に早い段階から取り組むとしています。

また、総合科学技術会議においては、重点的に研究開発に取り組むべき温暖化対策技術の選定など、地球温暖化対策技術の研究開発の基本的な方針についての検討が行われています。

これらを踏まえ、環境省では、新たな対策技術の開発・実用化を推進するため、基盤的な省エネ・代エネに係る温暖化対策技術の開発及び効果的な温暖化対策技術の実用化・製品化について、民間企業、公的機関、大学等（以下「民間企業等」といいます。）から提案を募り、優れた提案と確実な事業実施体制を有する民間企業等に対して支援を行うこととしました。

## 2. 事業概要と募集する技術開発の対象分野等

本事業は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）まで又はこの期間の早い段階で事業化・製品化でき、かつ、その後も継続的に対策効果をあげうるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発であって、幅広い対象に普及することが見込まれる基盤的な技術開発について、民間企業等に委託して（又は補助することにより）実施するものです。

対象となる技術開発は、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する対策技術の開発で、省エネルギー対策又は石油代替エネルギーの導入に係るものが対象（これらの対策技術の開発であって、温室効果ガスであるフロン削減対策にもつながるものや、国内におけるこれらの対策技術の導入であって、CDM/JIにもつながるものは含まれます。）となります。例えば、セメントやアンモニアの製造時に発生する非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する技術開発、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）に関する技術開発（いずれもエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制ではありません。）、森林などの吸収源に関する技術開発、二酸化炭素の固定・隔離に関する技術開発（省エネルギー対策及び石油代替エネルギーの導入ではありません。）は、本事業の対象となりません。

それぞれの事業における技術開発の対象分野と環境省が重点的に公募するテーマは以下のとおりです。

## 【公募対象分野とテーマ】

### ○委託事業

次の①～③は委託事業として実施します。18年度予算枠としては、3分野合わせて6億円を予定しています。

#### ①省エネ対策技術実用化開発分野

省エネ対策技術の実用化を目指した先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「LEDの材料開発等低コスト化技術の開発」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、例えば、フロン対策など他の温室効果ガスの排出削減にもつながる省エネ対策技術の開発を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「LEDの材料開発等低コスト化技術の開発」では、照明分野の温暖化対策技術として有望なLEDについて、蛍光灯などの従来型照明よりも高効率かつ競争力のある価格レベルの製品として早期に市場化するために必要な材料開発等を行う提案を募集します。

#### ②再生可能エネルギー導入技術実用化開発分野

再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、例えば、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大につながる技術や水素・燃料電池社会の構築に資する技術の開発を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発」では、木質系バイオマスや食品系バイオマス（廃棄物）などを小規模かつ高効率にエネルギー転換する技術を開発し、二酸化炭素の排出削減をもたらすビジネスモデルを構築できる提案を募集します。

#### ③都市再生環境モデル技術開発分野

事業の具体化までは至っていないが、地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「エリアエネルギーマネジメントシステムの開発・実証」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、都市再生にもつながる省エネ対策技術又は再生可能エネルギー導入技術に係る地域モデルの技術開発・実証を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「エリアエネルギーマネジメントシステムの開発・実証」では、民生部門の一層の省CO<sub>2</sub>化を複数の建物単位や街区単位で進めることを可能とするエネルギー制御システムの開発・実証を行い、このようなシステムの実証によって二酸化炭素の排出削減をもたらすビジネスモデルを提示できる提案を募集します。

### ○補助事業

次の④は補助事業として実施します。補助率は1／2です。18年度予算枠としては、4億円を予定しています。

#### ④製品化技術開発分野

技術開発委託事業の成果等により短期間での製品化が十分期待できる有望技術を対象として、製品化に直結した技術開発を行う提案を募集します。（自由提案）

※総合科学技術会議が、国家的・社会的に重要であって関係府省の連携の下に推進すべきものとして科学技術連携施策群のテーマに定める「バイオマス利活用」、「水素利用／燃料電池」につい

ては、他省庁等の技術開発等の資金と連携して実施する提案など、積極的に連携を考慮した提案も募集します。

### 【事業年数等について】

委託事業・補助事業とも、原則として3年以内としますが、短期間で成果を挙げ、早期の事業化・製品化が見込め、対策効果の大きいものを優先的に採択します。

複数年で行う事業の実施者は、毎年の技術開発達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度末に中間評価を行うこととし、継続実施について再審査します。審査は、下記4. 公募から採択事業の決定までの流れに準じて行います。

なお、複数年の事業の場合に、2年目以降の事業費を見積もることになりますが、2年目以降の事業費については、継続実施を決定するに当たって、初年度の経費を基準として、予算の範囲内の事業費となるよう、当該年に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おき下さい。（初年度の事業費等については下記4. を参照してください。）

## 3. 技術開発の実施体制及び応募できる方の要件等

### ○委託事業

#### (1) 技術開発に参画する方の要件

技術開発に参画する方（技術開発の実施に直接かかわる方）は、国内の技術開発機関に所属している、又は平成18年4月時点で所属予定の技術開発者とします。

ここで"所属"とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とします（ただし、技術開発代表者は常勤である必要があります）。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属とみなし、技術開発に参画できるものとします。

また、ここで"技術開発機関"とは、以下に該当するものとします。

- ア 国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体の試験研究機関
- エ 民間企業の技術開発・試験研究機関（部門）
- オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のうち技術開発に必要な設備・技術開発者を有するもの
- カ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち技術開発に必要な設備・技術開発者を有するもの
- キ 法律により直接設立された法人のうち技術開発に必要な設備・技術開発者を有するもの
- ク その他環境大臣が適当と認める者

#### (2) 技術開発の実施体制について

技術開発は複数の技術開発者による共同事業、又は単独の技術開発者による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

応募する技術開発事業ごとに技術開発代表者を決めていただきます。技術開発代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記（1）に示した"技術開発機関"に、常勤の技術開発者として所属している方とします。1人の技術開発者による技術開発の場合は、当該技術開発者が技術開発代表者となります。

技術開発代表者は技術開発事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する方とし、技術開発事業が採択された後は、円滑な技術開発の推進と技術開発目標の達成のために、技術開発参画者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、技術開発参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

このため、技術開発代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速

に対応できる体制を有していることが望まれます。

(3) 重複応募の禁止

一人の技術開発者が複数の委託事業の技術開発代表者として、技術開発事業に応募することはできません。

## ○補助事業

(1) 補助事業者

補助金の交付を申請できる者（補助事業者）は、次に掲げる者とします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣が適当と認める者

(2) 技術開発の実施体制について

技術開発は複数の補助事業者による共同事業、又は単独の補助事業者による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

共同事業の場合、その代表者を補助対象者とします。この場合、代表者を技術開発代表者、それ以外の補助事業者を共同技術開発者とします。なお、共同技術開発者としては、個人で技術開発を実施する方も認められます。

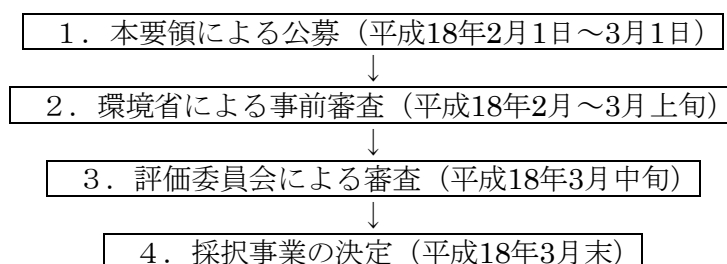
技術開発代表者は技術開発事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する方とします。技術開発代表者は、技術開発事業が採択された後は、円滑な技術開発事業の推進と技術開発目標の達成のために、技術開発事業の参画者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、技術開発事業の参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

(3) 複数事業への応募について

一人の技術開発者が複数の補助事業の技術開発代表者として、技術開発事業に応募していただいても構いません。また、補助事業と委託事業を重複応募していただいても構いません。

## 4. 公募から技術開発事業の採択までの流れ

公募から技術開発事業の採択までの流れと、平成18年度の技術開発の採択に関するスケジュールは、概ね以下のとおりとすることを予定しています。



「2. 環境省による事前審査」について

応募事業について、あらかじめ行政的観点からの評価を環境省で行った上で、評価委員会による審査を行います。応募事業のうち、応募者の資格要件等を満たしていない、明らかに本事業の対象とならないものは、以降の審査を行わないものとします。

なお、応募事業について、環境省において提案内容の説明をお願いすることがあります。

### 「3. 評価委員会による審査」について

評価委員会では、エネルギー起源二酸化炭素排出の抑制という観点から意義が高い技術開発で、早期の事業化・製品化が見込め、対策効果の大きい技術開発事業を優先的に採択するという方針で審査が行われます。このため、評価委員会における技術開発事業の評価は以下の2点の観点を中心に行います。（製品化技術開発分野については、基盤となる技術の成熟度、製品化に向けた実施体制等の観点を含め、特に製品化できる見込みが高いことが審査のポイントになります。）

ア 技術開発事業のポイントがどのようなところにあるのかという点の評価（必要性・意義の観点）

- （例）・普及の障害となっていたコストの高い技術をコストの低い技術にすることができる
- ・事業化・製品化の障害となっていた課題を解決することができる
- ・社会のシステムを脱温暖化の方向に転換することにつながる

イ 早期の事業化・製品化の見込み、普及の見込み、対策効果の大きさからの評価（有効性の観点）

併せて、早期に成果をあげることができる技術開発計画であるか（効率性の観点）についても評価を行います。

このような評価を踏まえ、総合評価として、委員会での合議により、優れている（A）、良い（B）、普通（C）、課題が多い（D）という4段階で優先度を評価するものとし、適宜、技術開発事業についての改善点などの意見もいただきます。

なお、評価委員会で必要とされた場合には、ヒアリングを行うことがあります。

### 「4. 採択事業の決定」について

事業の採否及び委託額（補助事業の場合は補助金額）の決定は、評価委員会による総合評価を基本に、この他の委員の意見や委員会での議論をもとに、環境省で行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、技術開発計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

## 5. 応募に当たっての留意事項

#### （1）技術開発内容に関する他の技術開発資金との重複等について

技術開発事業を応募される場合は、本事業以外の他の技術開発資金における実施状況等を十分に踏まえ、技術開発内容の重複した技術開発を本事業に応募することのないようお願いいたします。

また、虚偽の内容が記載されていた場合には、提案は無効といたします。

#### （2）技術開発経費として計上できる経費について

技術開発経費として計上できる経費については、委託事業、補助事業ごとにそれぞれ下記のとおりとなります。

#### ○委託事業

技術開発経費として直接使用する経費（直接経費）として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

##### <委託事業の経費の区分>

直接経費	人件費	委託事業に直接従事した者の人件費
	謝金	技術開発協力者に支払う謝金です。技術開発代表者及び共同技術開発者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は対象となりません。技術開発機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。
	旅費	応募した技術開発事業を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は

	<p>技術開発成果の発表を行うための旅費に限ります。</p> <p>国内旅費は、技術開発代表者、共同技術開発者及び技術開発協力者に支払う旅費が対象となります。外国旅費は、技術開発代表者、共同技術開発者及び本技術開発のために海外から招聘する技術開発協力者が対象です。</p>
備品費	<p>単価5万円以上の技術開発用機械器具及び文献図書等であって、比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとしします。</p> <p>単価5万円以上の備品については、3社以上から見積もりを徴収し、最低価格を採用する（見積合わせ）など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、契約段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。</p> <p>なお、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は「借料及び損料」に計上してください。</p>
消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあつては、華美な装丁は必要ありません。
通信運搬費	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であつて、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
光熱水料	電気料、水道料、ガス料であつて、本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費です。
借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。技術開発代表者の所属する機関等の所有する設備の損料等は対象とはなりません。
会議費	<p>会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とします。</p> <p>会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。</p>
賃金	<p>資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該技術開発の遂行に必要な人員（共同技術開発者を除く者、大学院博士後期課程に在籍する学生、技術者に限る。）を技術開発機関が雇用する者の賃金が対象となります。</p> <p>なお、これらの者を技術開発機関が雇用する場合にあつては、これらの者に対する賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本技術開発費から当該技術開発機関に対して支払うこととなります。</p>
雑役務費	タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。
再委託費・外注費	<p>技術開発に直接必要な経費であり、技術開発代表者等が直接実施することが不可能な技術開発について他の技術開発機関等に再委託・外注して実施するための経費です。</p> <p>また、原則として直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。再委託費・外注費を計上する場合は、応募時点での再委託・外注予定機関、金額、内容等を見積り取得した上、できる限り詳細に記載してください。</p>
その他経費	その他技術開発を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費。
間接経費	<p>地球温暖化対策技術開発事業により技術開発を行う際に、技術開発代表者の所属する技術開発機関が技術開発遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、地球温暖化対策技術開発事業を効果的・効率的に活用できるようにするため、技術開発の実施に伴い技術開発機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。</p> <p>直接経費に10分の3を乗じて得た金額以下となります。</p> <p>なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。</p>

◇直接経費のうち対象とならない経費の例

- ・退職金、ボーナスその他の各種手当、技術開発代表者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費

- ・机、椅子、複写機等技術開発者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ・応募した技術開発事業と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ・技術開発中に発生した事項・災害の処理のための経費
- ・その他、技術開発の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

- ・この委託契約に関する事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、環境省委託契約事務取扱要領によるものとする。

○補助事業

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

<補助事業の経費の区分>

設計費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。（設計を外注する場合は、外注費に計上）
建設費	実証施設等の建設に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機械装置購入費	実証施設等の構成設備等の購入、据付に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材料費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物品費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
外注費	技術開発代表者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅費	技術開発代表者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。）
印刷製本費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文献購入費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。
光熱水料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費です。
コンピューター使用料	コンピューターによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試料分析鑑定料	外部分析機関等への委託料です。
賃金	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金です。
その他経費	その他技術開発を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費。

◇補助対象とならない経費

- ・技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ・技術開発に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- ・技術開発機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン等）



- コン、机、椅子、事務機器等)の購入費
- ・技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ・技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ・技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・その他、技術開発の実施に関連性のない経費

◇その他留意事項

- ①この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。
- ②補助金の管理は技術開発者の所属する機関等が行ってください。

## 6. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、委託事業にあつては「平成18年度地球温暖化対策技術開発事業（委託事業）応募様式【添付資料1】」、補助事業にあつては「平成18年度地球温暖化対策技術開発事業（補助事業）応募様式【添付資料2】」とします。応募書類の作成に当たっては、必ず、添付資料の電子ファイルをダウンロードして、応募書類様式に従って作成するようお願いいたします。

(2) 応募書類の提出方法について

1) 提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の要領にて送信先アドレスあてに送信して下さい。

◎電子メールの送信先アドレス：[chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp)

◎あて先は、「環境省地球温暖化対策課 技術開発事業担当」として下さい。

◎メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとして下さい。

- ・メール件名：「地球温暖化対策技術開発事業事業応募」
- ・添付ファイル名：技術開発代表者の名字（ローマ字）の後に、委託事業にあつては「(A)」を、補助事業にあつては「(B)」を付してください。

(例) yamada(A).doc

◎添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類1式を一つの電子ファイルとして送信して下さい。応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード2000以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードしたWordの様式を

一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用下さい）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したフロッピーディスクと、打ち出したものを1部同封の上、送付して下さい。

◎送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

◎あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 技術開発事業担当」として下さい。

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「技術開発応募書類在中」と記して下さい。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

◎受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

2) 提出に当たってのその他留意事項

技術開発代表者が責任を持って当方への送付・提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

3) 応募書類の受付期間について

平成18年2月1日（水）～平成18年3月1日（水）まで必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

## 7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、応募事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「地球温暖化対策技術開発事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いします。

環境省地球温暖化対策課 技術開発事業担当 ([chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp))

< 担 当 >

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
TEL 03-3581-3351(6780)  
FAX 03-3580-1382